

ライオンズマンション柴又第2 管理組合 大山理事長 様

ゴミ置場研り工事 請求書 288,200 (税込)

見積書 (株式会社大京アステージ)

総括内訳書

ゴミ置き場研り工事

1、研り作業費	図1	研り及び壁面研磨	1式	80,000
2、研り作業費	図2	研り及び左官補修	1式	150,000

上記

① 請求書の支払いについて異議申し立てをいたします。

* 2、研り作業費 図2、研り及び左官補修は、水漏れの原因となったコンクリートの劣化で、ピンホール状態から水がしみ出した箇所の研り補修です。この作業費は管理組合の修繕費です。

* 全額請求は間違いでこの請求は絶対に認められません。

② この請求書は私が管理組合に支払う義務はありません。

ゴミ置き場の水漏れについての審議は2018年2月以後、進まずにいました。2019年3月シルバーさん、管理員さんの意見から考慮し区分所有法第18条(共有部分の管理)各共有者が単独で出来る行為として水漏れ箇所を防ぐコンクリート打設の計画をいたしました。

第1回目、第2回目、と効果を見極め進めました。理事会審議中に違法との声上がり第3回目で打設後中止致しました。

その後、9月の通常総会以降2020年8月9日に請求書が届くまで和解、弁明の機会もありませんでしたからビックリ、驚きです。

請求書の内訳を見ると間違いに気が付かないことに又ビックリです。

③ 請求書の取り下げを求めます。

* 1、研り作業費 図1、研り及び壁面研磨

私が実施したコンクリート打設の行為は理事会、理事として責任、規約違反も考慮して実施いたしました。第1回目、効果を見極める。

第2回目、違法の声あり。第3回目打設後、作業中止。

水漏れは管理員さん、シルバーさんの苦情、話しの中から始まり。

私の責任でコンクリートを打つことを管理員さん、シルバーさんに伝えました。

違法でないこと、悪意でないこと、自費で行いました。

無許可ゴミ倉庫水漏れコンクリート打設全額請求の異議申し立ての件

組合員 510号室 関川 利夫 2020年10月16日

首記、異議申し立てを33期理事会へ提出しています。34期理事会に引き継がれます。
正して行くことは重要です。悪意でない行為は最も重要な理事としての務めと思います。
理事会の議事は、審議、決議、議決し実行されます。
下記の通り異議申し立てをいたします。

1、ゴミ倉庫水漏れコンクリート打設、33期34期理事会引き継ぎ事項の開示（写し）を求めます。

32期、早崎理事長からの現状復帰発言があり、総会に於いて和議申し立て書面を以て発言を致しました。
しかし、総会議事録には何も記載がありません。33期、大山理事長さんは前理事長から引き継いでいないとの事です。

2、無許可ゴミ倉庫コンクリート打設の斫り工事及び全額請求支払いについて。

理事会審議の決議（議事録）の開示（写し）を求めます。

① 斫り工事の決議、議決、実施

工事費内訳書の1、2の斫り工事の関川の責任と、管理組合の水漏れ工事責任は別です。

2は管理組合の工事責任ではないのですか？工事責任が不明瞭です。

前理事長は、1、2は同じ責任で水漏れ防止の工事でなく、結果として水漏れが無くなった。
との見解です。

*議決までの審議、議決に至る理事の意見。

② 全額支払い請求は何故ですか？

管理組合は3月31日に大京アステージに支払っています。この時点では既に関川の代理支払いが決まっていたのですか？突然、8月9日に内容証明付郵送を以て支払いを求めたのは何故ですか？

*全額支払い請求書の決議、議決、内容証明付郵送。

無許可ゴミ倉庫水漏れコンクリート打設全額請求の異議申し立ての件

組合員 510号室 関川 利夫 2021年 2月 14日

首記の件、2020年10月16日付け下記の通り阿部理事長に異議申し立てをいたしました。34期に入ってから首記請求書（内容証明郵便）は届いていません。理事会に於いて審議を求めます。

- 1、支払い督促の手続きをいたしますか。
- 2、和解の手続きをいたしますか。

私は和解を求めます。ご返事をお待ちいたします。

- 1、ゴミ倉庫水漏れコンクリート打設、33期34期理事会引き継ぎ事項の開示（写し）を求めます。

32期、早崎理事長からの現状復帰発言があり、総会に於いて和議申し立て書面を以て発言を致しました。しかし、総会議事録には何も記載がありません。33期、大山理事長さんは前理事長から引き継いでいないとの事です。

- 2、無許可ゴミ倉庫コンクリート打設の斫り工事及び全額請求支払いについて。
理事会審議の決議（議事録）の開示（写し）を求めます。

① 斫り工事の決議、議決、実施

工事費内訳書の1、2の斫り工事の関川の責任と、管理組合の水漏れ工事責任は別です。

2は管理組合の工事責任ではないのですか？工事責任が不明瞭です。

前理事長は、1、2は同じ責任で水漏れ防止の工事でなく、結果として水漏れが無くなった。との見解です。

*議決までの審議、議決に至る理事の意見。

② 全額支払い請求は何故ですか？

管理組合は3月31日に大京アステージに支払っています。この時点では既に関川の代理支払いが決まっていたのですか？突然、8月9日に内容証明付郵送を以て支払いを求めたのは何故ですか？

*全額支払い請求書の決議、議決、内容証明付郵送。